

2025（令和7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（民事訴訟法）出題の趣旨

〔第1問〕は、民事訴訟における審理および判断の諸原則の一つとされる直接主義について、その意義および具体的適用例に関する基本的知識を問うものである。

〔第2問〕は、交通事故（人身・物損）損害賠償事件に関する最近の最高裁判所の判例を出発点として、その理論的基礎となっている手続法上の基本事項について問うものである。

【設問1】は、同一交通事故により人身傷害による損害と物損による損害が生じたとされる事案における訴訟物について問うものである。解答に当たっては、給付訴訟における訴訟物の単複異同の基準を踏まえ、これを具体的事案に即して適切に当てはめることが求められる。

【設問2】は、前訴確定判決に生じた既判力の客観的範囲を【設問1】の解答と整合的に把握した上で、前訴で主張されていなかった物損による損害の主張の審理判断に対する影響について、具体的事案に即して適切に当てはめることが求められている。